

	10/6	10/7	
	平	村	

国総建第147号
平成22年9月30日

(社) 日本トンネル
専門工事業協会

殿

国土交通省建設流通政策審議官



建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より建設業者団体宛に、別添1のとおりその実施が勧告されたところです。

今般、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされております。

また、別添2及び3のとおり、公共発注者及び民間建築発注者団体に対し、同標準約款の実施について改めてお願いしたところです。

貴団体におかれましては、国、地方公共団体をはじめとする各公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対し改めて周知徹底をお願いいたします。